

2026 年 10 月 23 日

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

2026 年 10 月 23 日現在、企業会計基準委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、企業会計基準委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、2025 年 12 月 12 日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

1. 開発中の会計基準

(1) 金融商品に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

2026 年 2 月より、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手している。フェーズ 1 として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む。）についてはフェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。

(2) 後発事象に関する会計基準

（主な内容）

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

2024 年 12 月より検討を開始している。第 1 段階として、監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとし、2026 年 1 月 9 日に企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」等を公表した。

当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修

¹ 中期運営方針については、ASBJ のウェブサイト
(https://www.asb-j.jp/jp/project/middle_plan.html) を参照のこと。

正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いを踏襲しており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとしている。

(3) 継続企業に関する会計基準

(主な内容)

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2025 年 2 月より検討を開始している。監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」の移管方針及び各論点について検討を行い、2026 年 10 月 23 日に企業会計基準公開草案第 100 号「継続企業に関する会計基準（案）」等（コメント期限：2026 年 12 月 25 日）を公表した。

2. 開発中の指針（実務上の取扱いを含む。）

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(主な内容)

資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表した。2022 年 6 月 8 日にコメントを締め切り、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応を検討している。

(2) 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2025 年 7 月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して検討を行っている。また、あわせて実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

2025 年 12 月より検討を開始している。

(3) 繰延資産に係る会計上の取扱い

(主な内容)

2024 年 7 月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画)

今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始することを予定している。

(4) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」²に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2017 年 10 月より検討を開始している。

(5) 資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い

(主な内容)

資金決済に関する法律の改正及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴い、実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関する検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2026 年 6 月より検討を行い、2026 年 8 月 17 日に実務対応報告公開草案第 74 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等を公表した。2026 年 10 月 19 日にコメントを締め切り、今後、公開草案に寄せられたコメン

² 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」は、2024 年 7 月 1 日に移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」として企業会計基準委員会に移管された。

トを検討することを予定している。

3. その他の審議中のテーマ

(1) のれんの会計処理及び開示に関する検討

(主な内容)

次について検討を行うこととしている。

- ① 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 32 項の実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討すること。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めること。
- ② 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討すること。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行うこと。

(検討状況及び今後の計画)

2026 年 10 月より検討を開始している。

以 上